

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十五第

月二十年六十和昭

論 叢

支那の二五減租問題……………

經濟學博士 八木芳之助

生産の理論の一節……………

文學博士 高田保馬

ナチス勞働時間保護の原理……………

經濟學士 中川與之助

獨占的競争企業とその規模……………

經濟學士 大塚 一朝

普通銀行の金融機構に於ける機能とその統制……………

經濟學博士 小島昌太郎

時 論

長期總力體制の確立と「いへ」の論理……………

經濟學博士 石川興二

研 究

愛知縣毛織物工業における金融……………

經濟學士 田 杉 競

テニルゴの精神進歩の理論……………

經濟學士 出口 勇 藏

說 苑

支那の工業合作運動について……………

經濟學士 菊田 太郎

附 錄

外國雜誌論題

本誌第五十三卷總目錄

ナチス労働時間保護の原理

中川 與之助

はしがき

労働時間保護 (Arbeitszeitschutz) とは労働者を保護せんが爲になされる労働時間の制限 (Beschränkung, Begrenzung) を意味する。労働者保護の中最も核心的なりとされて来た賃銀問題の如きも労働時間を離れては考へられぬ。譬ひ賃銀を大なりとなすも労働時間が過長にして労働者が忽ち健康を害する程度ならば何等労働者の保護とならぬであらう。労働時間の長さは直接に労働者の健康に影響する。健康を破壊せしめては單に賃銀保護のみならず、人格の保護も経営上の保護も亦無意味となる。されば労働時間制限は労働者の爲めの最も效果的な保護方策なりといはざるをえぬ¹⁾。労働時間の制限は既に中世に於ても之をみる事が出来る。當時風俗・慣習上多くの休日祭日があり或は又照明の技術的不完全さや火災の危険から部分的には夜業なども禁ぜられてゐた。そして同業組合 (Zünfte) が次第に發達して徒弟階級が發生するに至るや労働時間問題は親方と徒弟との間の争ひの種となつていつたが、併し中世ではそれは大なる重要性をもつに至らなかつた。近世の工業主義 (Industrialismus) が勃興するに及んで今までとは全く異なる方法で且つ社會の緊急なる問題となつて來た。それは機械の採用によりて労働時間が延長され労働の速度 (Tempo) と烈度 (Intensität) とを大ならしむるに至つたといふ労働技術の變化と共に新しき企業制度の發達によりて社會的に労働の搾取が行はるに至つたからである。事實上近世の初期にありては多くの工

1) Michael Kröll, Die Volkswirtschaft S. 152.

業部門に於ては十六時間乃至十八時間の労働時間が普通であつたといはれる。²⁾かゝる労働時間の過長殊に婦女子・幼年労働者のそれが人道問題・社會問題なりとしてとり上げらるゝに及んで次第に労働時間短縮への闘争が始められたのである。労働時間制限運動の最初の大なる貢献者は英吉利ではロバート・オーウェン (Robert Owen) であり獨逸ではエルンスト・アツペ (Ernst Abbe)・フレッセ (Fressé)・ブレンターノー (Brenano) といはれる。³⁾ ナチス政權は大體に於て前時代までの労働時間保護政策を繼承したが、之をかれらの抱持する民族全體的立場から、或はその運用上、或はその理論上或は又個々の規定の上に變革し來つた。以下之を究明しやうと考へる。

一 前時代の労働時間保護政策

1、労働時間保護法の沿革 労働時間保護政策は一般工場法の發達に於けると同様に英國が最も古き沿革を有する。同國ではかの工場法の濫觴ともいふべき一八〇二年の「徒弟の健康及び道德法」(Health and Moral of Apprentices Act) に於て一定の工場に九歳以下の徒弟の使用を禁ずると共に徒弟の労働時間を十二時間に制限した。其後幼年工に對する労働時間保護は一八一九・一八二五・一八三一年の改正を経て一八三三年には紡績業全般に亘りて十二歳未満者の労働は八時間に而して十二歳乃至十八歳未満者の労働時間は十二時間とせられ、一八四四年の工場法の改正即ち Act to amend the Law relating to Labour in Factories は、織維工場の女工労働は晝間十二時一週六十九時間と定め、更に一八四七年には有名な十時間法 (Act to limit the Hours of Labour of young Person and Females) となり、女子及び十八歳未満の幼少年の労働は晝間十時間週五十八時間とせられた。一九〇一年の「工場及び手工場條例」(The Factory and Workshop Act) では労働時間が幼年工六時間、少年工・女工は十時間乃至十

2) T. Gerhardt, Deutsche Arbeits- und Sozialpolitik S. 118.

3) T. Gerhardt, a. a. O. S. 120. E. Nölting, Grundlegung und Geschichte der Sozialpolitik S. 113.

時間半に短縮せられ、一九一九年ワシントンに開催されし第一國際勞働會議に於て一般勞働者の八時間勞働法 (Eight Hours Day) を採用するに至つた。⁴⁾

獨逸に於ける勞働時間保護法の發達は英國に後れてゐる。一八三九年に普國が工場及び鑛山規則によりて九歳未滿者の雇傭禁止、十六歳未滿者の勞働は十時間、且つ夜業禁止等の規定を設けたが監督不行届の爲めに實行されなかつたといはれる。一八五三年に普國が法律によりて十二歳未滿者の雇傭を禁止し、十二歳乃至十四歳未滿者の勞働を六時間と定めた。ザクセン・バイエルン・バーデン・ヴエルテンベルヒ等が之に倣つたが餘り効果がなかりしものゝ如く、その中に一八六七年に北獨逸聯邦なるに及びて、一八六九年に北獨逸産業條例 (Gesetzordnung) は十二歳未滿者の雇傭禁止、十二歳乃至十六歳未滿者の深夜業禁止及び勞働の六時間制限等を規定し、それが一八七一年獨逸帝國の成立するや帝國産業條例として繼承せられた。其後一八九一年に改正を加へて、勞働時間は幼年が六時間、少年者十時間、女子十一時間と定めた。⁵⁾

□、社會民主主義時代の勞働時間保護政策　社會民主主義時代の社會政策は、階級の對立及び鬭争を前提として、それを調和せんとする所謂階級政策であつたのであるが勞働時間保護も亦かゝる立場から、不斷に發達を遂げてゐる。法律上にこそ規定せられなかつたがルール・ザールの炭鑛では八時間制を、製本業は九時間乃至八時間半制を、一九〇八年には織物業は一般に十時間制を、そして機械・金屬工業では九時間乃至九時間半制を、その他ジーマンス・ポーション會社では八時間制をとり、大體からみると第一次世界大戰前は十時間制をとつてゐた。但し重工業と一般炭鑛業の大多數では十二時間勞働であつた。それが第一次世界戰爭を契機として大飛躍をなし忽ち八時間制を採るに至つた。即ち一九一八年十一月二十三日の法律によりて産業勞働の最高勞働時間は八時間

4) 林癸未夫著、社會問題各論 p.19-22。
岡實著、工場法論 p. 404-420。
5) 林癸未夫著、前掲書 p. 23。 岡實著、前掲書 p. 421-425。

と定められ、一九一九年の法律によりて使用人 (Angestellten) のそれも八時間と決定せられた。一九一九年の第一次ワシントン國際勞働會議は八時間勞働制を決議したのであるが、獨逸は既にそれに先んじてゐたのである。農業勞働者に對しては獨逸は一九一九年の暫定法によりて一ヶ年を三に分けて各四ヶ月の勞働時間を八時間・十時間・十一時間と定めた。然るに、一九二三年佛白軍によるルールの占領に引續くマルクの慘落・全獨逸に互る飢餓は一つには勞働給付の非常なる低下がその原因をなすものなりとされて、同年十二月勞働時間に關する法律は緩和せられ、原則として八時間制を採るも例外を許さるゝこととなり、その例外規定は賃率契約によりて廣汎に行はるに至り、かくて事實上勞働時間は九時間乃至十時間となつた。然し失業者續出するに及びて之を緩和するの必要上、一九二七年四月の勞働時間緊急法 (Arbeitszeitnotgesetz) は、工業勞働者の勞働時間は原則として八時間を超ゆべからず例外的の場合と雖も十時間を超ゆべからずとなし且つ超過時間に對しては賃銀割増を與ふべきこととなした。一九三一年六月右の法律の政府の法令で補はれて勞働時間は技術上・經濟上・勞働市場上の理由から一週四十時間までに引下することとなした。⁶⁾

以上、吾人は社會民主主義時代に於ける勞働時間制限法の發展を概觀したのであるが、かゝる法律を貫く理論的性格を述べなければならぬ。社會民主主義時代の勞働時間保護政策の特質をなすものは、それが根本に於て階級闘争の理論から出發してゐるといふことである。即ち企業家は利潤造出の爲に出来るだけ長時間に亙りて勞働者を搾取せんとし、勞働者は彼等の搾取を免れんが爲に出来るだけ勞働時間を短縮せんとして闘争するといふ事實を前提としてゐた。かやうな階級主義の下では勞働時間の制限乃至短縮は企業家にとりては損失であり負擔であると考へられて何等國民的立場から積極的に勞働力の回復保護といふことに關心がむけられなかつた。勞働時

6) T. Gerhardt, a. a. O. S. 129.

間を制限せられて自由時間を獲得したる勞働者も亦之を個人的・階級的權利の如く考へて之を個人的・恣意的に消費して取て顧みなかつた。更に又社會民主主義に據れば資本家社會の勞働は階級的な隷屬者の勞働でありそれはこの制度の續く限り決して自由ではありえないのである。されば勞働者階級にとりてはこの資本家階級の打倒こそ不斷の目標である。勞働時間の制限の要求もかやうな階級闘争に立つ以上それは際限がないのであつて不斷の闘争の種となるの外ない。即ち勞働時間保護は勞働力の回復といふ經濟上の目的を越脱して政治闘争の手段に化していつた。次に、勞働時間制限の要求はかの賃銀値上の要求と相俟つて企業家的立場を不利ならしむるが故に、彼等は或は機械の採用によりての勞働の排除、或は婦女子幼年勞働者の採用による成年男子勞働者の驅逐、或はその他各般の經營の合理化等によりて多くの勞働者を失業せしむるに至つた。即ち勞働時間の制限は莫大な失業群發生の一原因となり延いては産業社會の破壊を促進せしむるに至つた。階級主義の下に於ける勞働時間の闘争はかくの如き大なる弊害を生むに至つたのみならず、前述せる如く勞働時間は世界戦争後原則として八時間と規定したるが、其後の獨逸經濟界の不況沈滞の爲に例外的規定を設くるものが多くなり、その結果勞働時間の規定は地方により産業により全く見透しのつかぬ不統一なものとなり、且つその監督も不行届にして規定は實施されてゐなくなり、國家としては統一的な勞働時間保護政策を有しないこととなつた。ナチスがこれらの事情に鑑みて民族的・國家的立場から舊時代の勞働時間保護法の精神を一新し且つその法規・制度を全國的に統一整理せんとするに至つたのである。

二 ナチス勞働時間保護法の沿革

イ、ナチス勞働時間保護法 既に述べし如く獨逸は世界戦争後原則として八時間勞働制を採用してゐたが、一九二七年四月には勞働時間緊急法によりて之を緩和し八時間を超ゆることを許した。然し世界經濟恐慌期に入ると共に「二週四十時間制の鬭争」(„Kampf um die Vierzigstundenwoche“)が始まり、日曜休息・店舗閉鎖・婦人及び児童勞働の制限又は禁止等に關する勞働時間問題は全く分裂してしまつた。人々は統一的な規定を要求し國家も亦之を認めてナチス政權の下に一九三四年七月廿六日に勞働時間令 (Arbeitsordnung) (A. Z. O.) を公布した。これより先き同年一月二十日の國民勞働秩序法 (Gesetz zum Ordnung der nationalen Arbeit) の中に既に勞働時間問題が國家的に規定さるべきことを示してゐる。これによりて從來種々の勞働時間令及び營業條例に散つてゐた規定や規則を唯一の法令に結合し統一せんとした。⁸⁾ (同法第十九條) (第廿七條參照) さて勞働時間に就ての一般法規は之によつて定つたが、之が例外規定として一九三六年六月二十九日パン及び菓子製造業に就ての法律 (Gesetz über die Arbeitszeit in Bäckereien und Konditoreien) が公布された。次で一九三八年四月三十日には少年保護法 (Jugendschutzgesetz) と共に新しき勞働時間令 (Arbeitszeitordnung) が公布されて一九三四年の勞働時間令に大改正を加へた。それは少年保護法 (Jugendschutz) の發布の結果必然となつたものなるが、成年の勞働時間も亦青少年のそれに適應させてゐる。さて新法の適用範圍は舊法に比すれば根本的に簡單化し、勞働者と使用人、大企業と小企業間の差別は本質的に除かれた。それは經營及び凡ての種類の行政―非營利の場合と雖も―の十八歳以上の従業員に適用される。十八歳未満者は原則として少年保護法の適用をうくる。勞働時間は原則として八時間の繼續を越ゆべからずとされるが、一定の事情の下では例外的に日に二時間だけ但し最高十時間まで延長しうる。然しそれも危險なる勞働例之炭鑛勞働・非常な程度の熱度・有毒原料・塵埃から免れえぬ勞働・爆發原料を取扱ふ勞働は特別の事情なくしては八時間

8) F. Seldte, a. a. O. S. 38.

以上に及ぶべからずとされる。新労働時間令は農業・漁業・航海・航空業には適用されない。

□、ナチス労働時間保護政策の立場 ナチスは労働時間保護政策に於ける前時代の弊を革めんとしたものなるが今その要點をあぐれば、第一に労働時間保護に於ける階級主義的立場を克服することにある。蓋し前述せる如く、階級主義をとる限り他の一般労働保護政策の領域に於けると同様に、労働時間の制限に就ても闘争のやむことがなく國民主義的な立場からの労働力の保護といふ本来の目的は見失はれてしまふことになる。國家的立場からすれば労働時間問題は單に形式的な労働時間の制限問題に非ずして眞に労働者をして労働力を回復せしむることにあらねばならぬ。第二は労働時間保護政策を生産政策と一致させんとすることである。前時代には階級闘争の立場から労働者は出来るだけ労働時間を短くして而も出来るだけ多く社會的生産物の分配に與らんことを要求した。然し乍ら生産政策からみれば労働時間の短縮にも社會的分配の要求にも自ら一定の限度のあることは言ふまでもない、蓋しかやうな限界を無視するときは總ては分配そのものをも不利にするからである。かくてナチスは前時代の如き生産政策を無視したる労働時間保護政策を排し寧ろ生産政策をその基底に置かんとするに至つたのである。第三に従來の労働時間保護は専ら労働力を對象として行はれ、それはいはゞ經濟問題として取扱はれたのであるが、ナチスの民族主義は單に經濟に止らず、政治的に民族保護(KasennPlege)詳言すればゲルマン民族の血の維持・發展といふことを最高の目標に置くに至つた。されば労働時間問題の如きも企業家と労働者間の問題に非ずして民族全體の問題として國家的政策の一として取扱はるゝに至つた。最後に即ち第四に前時代の末期にみたる如き労働時間規定の雜然たる不統一を國家的に統一せんとするにある。ナチス國家的全體主義からは産業的にも地域的にも利己主義や割據主義は許されぬことであるが、生産政策を更には又民族の保護をかけてもその

健康政策を重視するに至つたナチスが労働時間の規定を整理統一するに至つたのは當然である。かくて今や新しい労働時間保護は國家の嚴密な規定と監督とをうくるに至つた。

三 ナチス労働時間保護の理論

吾人は上にナチスの労働時間保護政策の立場を述べたが以下にこれらの労働時間保護に就ての理論を述べやうと考へる。

1、労働時間保護の必要 雇傭労働は企業家の意志に依存する非獨立的労働(*unselbständige Arbeit*)である。かくて労働者は自ら獨自の意志を以て労働を自己の生命のリズム(*persönliche Lebensrythmus*)に即せしめえないのみならず、企業家は企業的立場から、自ら労働者に對して長時間に亙る労働と激しき緊張とを要求せんとする強き傾向を有する。^(註10)

(註1) ゲルハルトは労働時間延長に導く諸種の理由として

- イ、企業家が技術の進歩によりて新しき機械や設備の現はるゝ脅威に對して現在の機械資本(*Maschinenkapital*)の回収を急ぐこと、ロ、機械は肉體的労働緊張(*psychische Arbeitsanstrengung*)を減ずるから労働時間を延長しても差支なしと考へること、ハ、分業の發達その他によりて婦人・子供が労働市場に現はれ労働の補充性(*Ersatzungsmöglichkeiten*)又は代理可能性(*Vertretbarkeit der Arbeit*)が大となれること、ニ、利潤は最後の時間に作られ⁹⁾、*der Gewinn in der letzten Stunde gemacht*⁹⁾と云つた様な誤られた理論の下に企業家は他との競争上労働時間の短縮を喜ばぬこと等としてゐる。¹⁰⁾

雇傭労働はかくの如き人格的依存性(*Abhängigkeit*)を有する上に、¹¹⁾更に近代産業の労働は多くは機械を中心とする有機的な人間の組織によりて行はるゝものであり、爲に労働者は機械の運行につれ且つ又その大なる經營組

9) L. Richter, *Arbeitszeit*, S. 1-3.

10) T. Gerhardt, a. a. O. S. 118-119.

11) L. Richter, a. a. O. S. 1.

織の四肢體 (ein Glied) として労働するの外なく、個々人の特殊事情の如きは到底顧みられないのである。¹²⁾更に近代的な機械による分業の發達は労働を齊一且つ單純ならしめて變化なく、唯機械的な動作の反復にすぎざらしむるのみならず、工場そのものは或は喧騒であり或は熱度・溫度その他有毒原料等の爲に非衛生的のものが多いのである。之を要するに、雇傭労働の人格的依存性及び組織化・機械化・齊一單純化並びに労働場所の非衛生的なること等の爲に、労働時間を制限するに非れば労働力の回復や維持は困難である。^{註三}労働時間保護が國家政策となる所以も亦茲にある。殊にナチスは彼等の積極的な生産政策の上から労働を特に重要視するに至り、舊時代の如く労働を以て單なる私事 (private Angelegenheit) とみず國民全體的任務の遂行なりとなす。労働能力の大小は直接に國の運命を支配することを思ふとき之が保護は一刻も忽にするをえない。洵に彼等によれば労働力は國民的な「價値多き財」 (wertvolles Gut) であり、「全民族の所有物」 (Eigentum gesamtes Volkes) あり、それ故に之を過度の緊張や疲勞若くは不衛生から保護するといふことは正しく「國家の問題」 (Sach des Staates) とならざるをえぬのである。¹³⁾ 況んや労働時間の短縮は一定の事情の下では却つてその給付を高むるに至つてはこれ又國民經濟上の要求であるといはねばならぬ。

以上は經濟上の立場から労働時間の保護を説いたのであるが、ナチスのみる所は之のみに止らぬ。政治上・社會上・文化上の理由も亦之に伴ふ。政治上の理由をみるに、労働者は又多くは兵士となるのであるが、過長労働時間の爲に健康を破壊したりとせば勿論かゝる用に立つべくもない。即ち労働者の健康破壊は國防力を弱むるのである。更に労働階級が健康的に破壊せられては民族の血を殖すといふかれらの民族政策の最高目標が達成せられなくなる。「第三帝國では經濟は第一義に非ず、經濟は民族に奉仕する」¹⁴⁾ (Wirtschaft ist nichts Primates mehr, sondern

12) F. Mieder, Die Betriebsgemeinschaft und ihre Verwicklung, S. 59.

13) L. Richter, a. a. O. S. 1-3.

Wirtschaft dient dem Volk, das Primäre ist das Volk) のであるが、經濟的目的の爲に民族を弱體化するが如き勞働政策は許さるべきではない。次に社會的理由に及ばんに、過長勞働時間によりて勞働者の健康を害するとせば忽ち彼の收入に影響し彼の家族生活の脅威となる。過長勞働時間の生むかゝる社會的不幸の可能性は階級鬭争を克服する所以ではない。過長勞働時間は營に勞働者の健康を害するのみならず又彼等の自由時間を奪ふ結果は彼等をして家族人として又其他の社會人としての義務を果しえざらしむる。殊に婦人の場合家庭的任務を考慮しなければならぬ。平時に於て過長勞働時間はかやうな社會生活の諸弊害を生むのであるが、多くの失業を克服すべきが如き異常の場合には多くの入々に勞働を配分する必要上勞働時間の制限せらるべきは又當然であらう。最後に勞働時間の制限は文化的必然 (kulturelle Notwendigkeit) なりとせらる。蓋し人間の文化的教養の爲にはある程度自由時間を要す。自由時間なくしては文化を享受することも創造することも不可能であり、従つて國民的文化の水準は低められ道徳・禮節・知能も亦低下してゆく。之は決して單り文化の爲のみならず政治上・經濟上の能力にも大なる影響を及すことを思ふとき勞働時間保護の必要は文化的にも當然なりとせられねばならぬ。¹⁴⁾

(註二) ゲルハルトは勞働時間短縮に導ける一般的理由として¹⁵⁾

一、職業勞働 (Berufarbeit) による危害を避けるためである。工業勞働は發展過程中に本質的な變化を遂げ、なる程一定の給付は機械をして之に代らしめ、爲に純肉體的な負擔は減少したが、その代りに仕事に對する人格的責任や精神上の要求は著しく高められ、加之、仕事の齊一性 (Einformigkeit) と單調 (Atheismonomie) とは過長勞働時間の弊害を原始的な肉體勞働の場合と異らしむるに至つたから。二、各個人は部分的勞働の任務 (Teilbarbeitsaufgabe) のみを擔當してゐては、人格的能力 (Persönlichkeitskräfte) の完成なる發展は不可能である。故に職業外に發展の餘地を與へ以て休閑能力 (brachliegende Fähigkeiten) を發展させねばならぬから。三、各個人を職業的・政治的・文化的共同體 (Gemeinschaft) に編入するには、この職業外の諸問題に彼が參加しその能力を行使せしめなければならぬ。殊に勞働婦人は時間制限によりてのみ妻として又母としての義

14) H. Hoske, Die menschliche Leistung als Grundlage des totalen Staates, zum Geleit.

15) L. Münze, Jahrbuch für Sozialpolitik S. 72.
M. Kröll, a. a. O. S. 152. L. Richter, a. a. O. S. 2.

務を果しうるであらうから。四、労働時間短縮 (Arbeitszeitverkürzung) は一定の事情の下では給付を高め、かくて個々の經濟の收益のみならず總國民經濟の收益を高むるに至るから。五、労働時間の短縮は失業に對する對策又は豫防策としての經濟的理由から等となしてゐる。

以上之を要するに、労働時間保護はナチスに據れば、獨り經濟上のみならず否寧ろ政治的な、即ち民族の維持・發展又は國防力強化といふが如き理由の重要視により、更には又國民の文化能力及び文化共同體の發展等の爲から必要とされるのであつて、前時代の如く専ら經濟問題として而も之を階級的にのみ取扱つたのに比すれば遙に大なる視野に立つのである。

□、労働時間制限の規準 労働時間を制限するのは個人主義や階級主義からの労働嫌忌・回避の爲に非ずして、國家・民族に奉仕すべき労働者の労働力を健全に維持 (Gesundhaltung der Arbeitskraft) せんが爲である。即ち労働時間と労働時間との間に一定の休養時間を挿入して疲勞・損耗せる労働力を回復せんとするのである。然し乍ら労働力の損耗・疲勞は年齢・性・産業の種類・労働様式等によりて必ずしも一定せず、加之、國民的需要・國內的國外的競争關係・景氣變動等の諸事情が存するが故に、之が決定は最も困難な問題となるのであり、純理論的には労働時間は各労働者により又各經營により且又國民經濟の興件によりて異り一律に之を外から決定出来ぬといふことにならざるをえぬ。かの最もよく行はるゝ労働時間の短縮は却つて労働給付を高めるといふ理論も之を立證することは困難である。蓋し労働給付の結果 (Leistungsbeitrag) は労働時間の長短と共にその時間中の労働の烈度 (Arbeitsintensität) によりて決定されるものなるが、その労働の烈度は又複雑なる肉體的・心理的諸要素等によりて決定せらるゝものなるが故に、單に労働時間短縮の效果のみを、これらの複雑多様な諸要素 (Vielfältige Komplex) から抽出して檢するといふことは不可能となつてくるのである。少くともそれは單に實驗室上の研究に止つて實

際には適用困難となる。要するに之までの労働科學上の研究は、労働時間と労働給付との間には一義的な關係がない。詳言すれば兩者の間には均衡的な並行關係の意味でも、又反對に労働時間を短縮すると比例的に労働給付が高まるといふ意味に於てもかゝる關係が存しないとせられるのである。¹⁷⁾

労働時間と能率との關係はかくの如く複雑にして一義的には決定し難く、労働時間の短縮が直ちに能率の引上げといふことにはならぬのであるが、さりとて労働時間の延長は必ずしもそれに比して労働給付の結果を高めるものに非ず、却つて労働時間が一定限度以上に延びれば總ての人に就てその能率は遞減してゆくのである。之を労働業遞減の法則 („Gesetz des abnehmenden Arbeitsertrages“) といふ。¹⁸⁾ 何故にかゝる法則が行はるゝかといふに肉體的精神的緊張の一定時間以上の持続は疲勞を生むによる。一般的には或る程度に労働時間を短縮すれば却つて労働の烈度 (Arbeitsintensität) を大ならしめてその能率を高め時間的に失はるゝ労働の成果を埋め合はせる。併しその労働烈度の増大 (Unfallssteigerung) にも亦一定の限度があるのであつて、労働時間の短縮に比例してそれが増加するものとなし難い。従つて労働の成果からみると労働時間の制限にも亦自ら一定の限度を設けざるをえなくなる。さりとて労働時間を延長することによりて労働力の損耗が甚しく之を回復することが困難なりとせば今日労働時間の延長によりてうる労働成果の増加は明日労働力の損耗によりて失はるゝ労働成果の減少の爲に却つて損失とさへなるであらう。然らば如何なる程度に労働時間を定むることが労働の成果からみて最も合理的であるか、¹⁹⁾ 詳言すれば、労働の烈度や疲勞の回復等と照し合はして労働時間の最適なる點 (Optimalpunkt) を何れに決定すべきか、それは正確にいへば各人によりて異り之を具體的には規定しえないのである。然らばかゝる個人的な最適當の時間的限度が許さるゝかといふに經營 (Betrieb) の機構がそれを許さぬ。各經營は一つの組織をもちそ

17) T. Gerhardt, a. a. O. S. 120-121.

18) T. Gerhardt, a. a. O. S. 121.

19) 以下 T. Gerhardt, a. a. O. S. 123 参照。

の中の勞働は種々の階段に分れ種々の人々の力の結合によりて營まれる。この場合に考ふべき勞働時間問題は個々の勞働者の勞働時間と能率との問題に非ずして、經營全體としてのそれである。換言すれば經營全體として經營從屬者に如何なる勞働時間を與ふることが最も合理的なるか、そこにも亦前述の個人の場合に於けると同様に、勞働時間の短縮と勞働の能率・效果との關係を照し合はして「經營的にみた最適の勞働時間」(Betriebliche Arbeitszeitoptimum)が存する筈である。而もそれは經營の場合には單に勞働の給付高のみによりて決定せられず最高收益(Rentabilitätsoptimum)を旨指さねばならぬ。蓋し企業に於ては收益計算を外にして生産を考へえぬからである。而して經營の收益といふことになれば、一時的でなく長時間に亘りて經營が持續するものとして且つ市場關係や景氣變動等をも考慮に入れなければならぬ。かくて經營的な最適の勞働時間とは經營の組織上しかも經營の收益上全體的に決定せらるゝことゝなるのである。

經營に於ける勞働時間を決定する原理は右の如くなるが、更にそれは國民經濟の立場より考慮せられねばならぬ。いふまでもなく一國の國民經濟は孤立せる各個經營の集計ではない。各個經營は國民經濟の肢體であり細胞である。全體たる國民經濟を發展させることが、民族としての最高の利益に合し又各個經營の利益にも合する。されば各個經營は又當然に國民經濟的要請に従つて最も合理的に指導されねばならぬ。かくて吾人は勞働時間の決定に就ても勞働の成果との關係に於て國民經濟全體からみたる最適度(Optimum)の問題に想到するに至るのである。しかしそれも決して一義的に決定したる大きさに非ずして國家的な種々の事情や政策によりて支配されざるをえぬ。例之、景氣上昇の場合には勞働時間を延長し不景氣の場合には短縮することはやむをえず、又、國民的需要の大なる場合とか輸出促進政策をとる場合には自ら勞働時間は延長せらるべく、又多くの失業者の存する

場合之に労働の配分をなす必要上一般的に労働時間を短縮せざるをえぬ。殊に労働時間は賃銀政策と密接に關係する。蓋し企業家としては労働時間の短縮が賃銀停止又は引上政策と共に行はるゝならば必ず之に反対すべく、反対しえざる場合には労働烈度を強化するか又は労働の排除に出でるであらう。又、労働者としても労働時間の短縮が賃銀の低下を伴ふならば、生活が困難となるが故に必ずしも之を喜ばざるべく、收入を補ふ爲に更に他に労働の途を探すであらう。労働時間問題が結局に於て賃銀問題(註三)なりとされる所以も茲にある。之を要するに國民經濟的にみたる最適當の労働時間は觀念的には考へうるが之を一義的に規定することは困難である。殊に國民經濟の異常の場合に於て然りとなさざるをえぬ。されば労働時間問題は國民經濟的立場から各個經營や産業の諸事情を斟酌しつゝ決定すべきものである(註四)といふのがナチスの立場である。

(註三) 労働時間の制限は賃賃と密接と密接の關係を有する。

イ、賃賃をそのままとして労働時間を制限すれば、賃賃が割高となる。賃賃の割高は經營費を高め企業を不利にする。企業の不利益は生産の縮少、失業の發生となり必ずしも労働者の保護とならぬ。ロ、この場合、企業家が賃賃の割高を労働能率の引上げによりて埋め合はせんとするであらうが、それは自ら労働力の掠奪 (Rauban) に趨り易くかくて必ずしも労働者の保護とならぬ。ハ、次に企業家が之を經營の合理化・技術化によりて埋め合はせんとするであらうが、經營技術上及び資本關係からみて自らそこに限度がある。この限度を越す場合企業は成立しえなくなり應ては又労働者の不利益となる。ニ、労働時間制限と共にそれに相應じて賃賃を引下げる方法は企業家にとりては利益な事も、一方に労働者の生存の問題があり且つ今日の賃賃の程度からみて之を引下げる餘地は極めて少い。之を要するに労働時間の制限は必ずしも賃賃の引下げを許さざるが故に、一般的には労働時間の制限は企業家の立場からは不利である。而してそれは、生産費の引上・物價の騰貴を將來するを思へば労働階級のみならず、一般國民にとりても必ずしも有利となぬであらう。即ち賃銀制度の下では労働時間問題は常に賃銀からの制約をうけることを知らねばならぬ。賃賃の引下げとならず且つ社會的生產を減少せしめざるが如き労働時間の制限は經營の合理化・技術化に俟つの外ないが、それも經營の種類性質及び資本關係等からみて自ら限度があつて無限に行はれうるものではない。

い。結局、經營の合理化・技術化の行はれうる範圍に於て労働時間を短縮しうるの外なくなるから、國家として労働力の健康維持の爲に労働時間を制限短縮せんとせば労働階級を社會的・經濟的に不利ならしめざるが如き方法にて經營の合理化・技術化を促進せしむることにある。

(註四) ゲルハルト²¹⁾は經營としての労働時間短縮の可能性は、一、労働時間の短縮によりて一定の固定費が高くなるかどうか。二、生産過程の技術は如何なる程度に於て労働時間の短縮を許しうるやにかゝるとなし、一般的には生産過程が機械化する、程それだけ資本集約 (Kapitalintensiv) となり、生産技術上及び生産費上から労働時間短縮の餘地が少くなる。蓋し機械生産では生産高が略々一定し労働時間の短縮又は延長によりてそれを左右しうる限界が極めて狭めらるゝからであるとなしてゐる。

むすび

以上吾人は獨逸に於ける労働時間保護政策の歴史的發展を述べてナチス時代に及び且つかれらの新しき理論的立場を検討した。前時代と之を區別する最大なる點は階級主義から民族主義へ、個人主義から全體主義への理論的轉換である。即ち労働時間を制限すべき必要は大きくいへば國民的生命の保護の爲めであり國民の保健政策の爲である。國民大衆の健康を破壊しては一切の國家的創造は終熄するの外なしとはナチスの堅持する立場である。さて今日の如き企業制度の下では、企業家的立場から「非獨立的」な労働者は自ら長時間のしかも集約的な労働を要求せられんとする傾向が強し、殊に勞賃引下げの能はぬ場合に一層それが甚しくならんとする。かくて労働力の掠奪 (Rauban an der Arbeitskraft) 行はるゝに至れば、それは「國民的労働力」の侵害となり損耗となる。されば労働時間問題は企業家や労働者に委すべきでなく「國家の問題」として之を處理しなければならぬ。次に労働時間を如何様に制限すべきかの問題も結局は國家的必要と指導とに従ふの外なくなる。労働時間をなるべく制限せんとするはナチス政策の目指す所なるも、國民的需要の大なる場合、或は輸出上對外的競争のやむをえざる場合には労働時間の多少の延長はやむをえざるべく、又、恐慌や失業克服等の場合には一定限度以下に労働時間を短

縮することも亦やむをえない。かくの如き異常の場合を別とすれば、即ち正常の經濟狀態に於ては、「國民的健康の維持」といふことを指標として勞働時間の制限を行はねばならぬとなすのがナチスの立場である。この爲には出来るだけ勞働者の個々の事情―例之、彼の擔當する業務の種類・勞働の方法・年齢・性別等―を考慮すべきであるが、併し、今日の如き分業による集團的勞働組織の下では、無制限に各個人の事情を―斟酌しうるものに非るが故に、經營全體として最も合理的な方法を選ばざるをえぬ。勿論各經營に於て各人に最も適當なる仕事を配當して勞働の疲勞を少くし且つその能率をあぐべきことは勞働配置政策として斷へず考慮さるべき筈となつてゐる。さてナチスの全體主義は單に經營的全體に止らぬ。更に之を網羅する國民經濟的全體にまで及ばねばならぬ。各個經營は國民經濟あつての經營なるが故に、如何なる經營の政策も國民經濟的政策と矛盾するを許されぬ如く、勞働時間保護も亦國民經濟的な勞働時間保護、詳言すれば、國民經濟的にみて勞働力の回復と勞働の能率との關係が最も合理的に組み合はざるゝ點に定められねばならぬ。勿論これは抽象的・觀念的な理論であつて實際には國民的需要の大小・貨銀政策・物價政策・景氣政策等々種々の制約をうけるであらう。然し乍ら兎に角國民經濟を發展せしむるといふ大局的・全體的指標を見失はざらんとする所にナチス政策の顯著な特色を見出すのである。最後にナチスの勞働時間保護が國民的立場からなざるゝが故に、之を實施するに當りては企業家・勞働者双方とも昔日の如き個人主義や權利や義務の觀念を放棄しなければならぬ。即ち勞働時間の制限は何等個人的權利でもなければ階級的利益ではないのであつて、専ら國家・民族の保護の爲めである。従つて與へらるゝ自由時間之を勞働力の回復といふ國家目的に副うて最も合理的に使用すべく、苟くも之を恣意的に濫用すべきではない。企業家も勞働者も共に國家的目的をよく理解してその政策に協力するに非んばその實效を期することは困難である。譬ひ、企業家が單に形式的に休養の時間を與へても、眞に休養せしむる施設をなすといふが如く積極的な關心がなくては休養時間は却つて苦惱とさへなるのである。その他勞働時間保護が國家の他の政策わけでも經營保護・保健政策等と密接なる聯繫をなすべしとなすのもナチスの全體主義からいつて當然である。